

医療情報システム保守業務委託契約書（案）

業務の名称 医療情報システム保守業務
業務の内容 福島県立ふくしま医療センターこころの杜 医療情報システム保守業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
契約の金額 金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額円）
契約の期間 令和 年4月1日～令和 年3月31日
契約保証金 福島県病院局財務規程に該当する場合は免除

上記の業務について、委託者「福島県」を甲とし、受託者「」を乙として、次の条項に定めるところにより契約を締結する。

（業務の履行）

第1条 乙は、甲の指定する係員の指揮監督のもと、誠実にこの業務を履行しなければならない。

（業務の仕様等）

第2条 乙は、別紙1仕様書及び別紙2情報セキュリティ関連特記仕様書に基づき、頭書の期間中、頭書の金額をもって頭書の業務を実施するものとする。

2 仕様書に明示されていないもので必要軽微なものについては、乙は、甲の指示に従うものとする。

（業務完了報告）

第3条 乙は、業務が完了したときは、仕様書に定める報告を甲に対して行わなければならない。

（業務報告書の確認）

第4条 甲は、前条の報告を受けたときは、業務の履行についての確認を行わなければならない。

2 前項の確認の結果、業務の補正が必要となった場合は、甲乙協議して当該補正を行うものとする。

（委託料の請求及び支払）

第5条 乙は、前条第1項により適切に業務を遂行したと認められたときは、速やかに委託料を請求するものとし、請求額は、契約の金額を契約の期間月数で除した額とする。なお、その金額に1円未満の端数が生じる場合は、1円未満を切り捨てることとし、頭書の金額との差額は第1回目支払（4月分）に加えて請求することとする。

2 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

（遅延利息）

第6条 甲の責めに帰すべき事由により、前条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、乙は甲に対してその遅延期間の日数に応じ、遅延した委託料の額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）の遅延利息を請求することができる。

（調査等）

第7条 甲は、業務の実施状況について、随時調査し報告を求め、又は業務の実施について必要な指示をすることができる。

（報告義務）

第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、直ちにその旨を甲に報告し、

その指示に従うものとする。

- 一 仕様書で定める方法以外の方法により業務を実施する必要があるとき。
- 二 通常業務以外で業務に付随して実施する業務があるとき。
- 三 業務の実施について重大な事故が生じたとき。

2 乙は、前項第三号に掲げる事実の処理が緊急を要するものである場合には、当該処理をした後に遅滞なく甲にその処理経過及び結果等を報告するものとする。

(甲の解除権及び違約金)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除し、委託料を交付しない、若しくは支払った委託料の全部又は一部を返還させることができる。

- 一 乙がこの契約を誠実に履行しないとき、又は履行する見込みがないとき。
- 二 乙がこの契約に違反したとき。
- 三 乙が行政庁の処分を受けたとき。
- 四 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

五 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

2 甲が前項の規定により契約の全部又は一部を解除したときは、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。また、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力など乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

3 乙がこの契約に基づく違約金、又は賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲はその支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率で計算した利息（百円未満は切り捨てる。）を付した額を徴収することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、若しくは担保に供し、又は乙が履行すべき業務を一括して他人に請け負わせ、若しくは委任してはならない。

(談合による損害賠償)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売にあたる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定により課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(秘密の保持)

第12条 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。)は業務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。この契約終了後も同様とする。

(契約外の事項)

第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第14条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

上記の契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

なお、この契約書への委託者及び受託者の電子署名日が契約書に定める契約の履行開始日より後の日である場合にあつても、本契約の効力は契約書に定める契約の履行開始日から生じるものとする。

令和 年 月 日

甲 福島県西白河郡矢吹町滝八幡100
福島県
福島県立ふくしま医療センターこころの杜
院長 橋 高 一

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第 10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第 11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第 12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第 13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第 14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

別紙 1

福島県立ふくしま医療センターこころの杜 医療情報システム保守業務仕様書（案）

「福島県立ふくしま医療センターこころの杜 医療情報システム」（以下、「本システム」という。）の保守業務については、本仕様書によるものとする。

なお、本仕様書における甲乙とは、契約書上の甲乙を示す。

1 対象

（1）基幹システム

- ①
- ②
- ③

（2）部門システム

- ①
- ②
- ③

（3）ハードウェア（サーバ機器）

（4）院内ネットワーク

2 基幹システムの業務内容

（1）ソフトウェア

① 運用支援・システム保守

ア システム稼働支援

月 1 回程度システム運用技術者が現場でシステム定例会参加、操作支援、マスタメンテナンス補助・支援等を行う。

また、電話問い合わせによる操作支援、マスタメンテナンス補助、省令法改正時のシステムメンテナンス支援をすること。

イ システム復旧支援

ハードウェア等障害時におけるソフトウェアの復旧支援をすること。

ウ システム改善コンサルティング

システム運用管理状況及び障害対策等を総合的に判断し、改善が必要な事項について改善方法の検討を行い、システム定例会等にて改善方法を提案すること。

エ リモート保守

甲の問い合わせを受け、乙は操作支援、マスタメンテナンス支援及び障害復旧における遠隔操作支援を行う。

なお、上記ア～ウにおいて必要に応じて現場対応すること。但し、(3)に起因する要因による場合はシステム保守サービスの対象外とする。

（2）保守サービス時間帯

本契約に基づくサービスの時間帯は、平日（月～金曜日 9：00～18：00迄）とし、電話及びリモート保守を原則とする。

なお、上記以外は本契約外となり、必要に応じて別途甲・乙協議によるものとする。

（3）保守サービスの範囲

次の要因によるシステム保守サービスは本契約外とし、これを行う必要が生じた場合は別途協議の上、その実施時期・料金等を決定するものとする。

- ① 機器の増設、移設及び撤去等に伴うシステム変更作業と立ち会い。
- ② 風水害、地震等の天災地変及び政変等不可抗力によるシステムの復旧作業。
- ③ 甲の過失による障害発生に対するシステムの復旧作業。
- ④ 乙の指定するサービス機関以外によるシステムの改修、改造が原因で発生した障害に対するシステムの復旧作業。
- ⑤ 乙の提供によらないソフトウェア、システム機器に起因する障害の調査及びシステム復旧に関する一連の作業。
- ⑥ 甲の要請による部門システム追加、連携追加等に係る一連の作業。

(4) 基本時間帯外での保守サービス

甲の要請により、基本時間帯外でシステム保守サービスを実施した時は、甲乙協議の上、料金を決定するものとする。

(5) 保守要員

- ① 乙は本契約に基づく保守サービスを、乙又は乙の指定する保守サービス会社の技術員によってこれを行うものとする。
- ② 乙の関知しないサービス機関等によってシステム保守が行われた場合は、乙はその責を負わないものとする。

(6) 保守便宜の提供

- ① 甲は乙の保守作業にあたり、次の便宜を乙に対し提供するものとする。
 - ア 作業場所への出入りの保証。
 - イ 保守を行う為に必要な時間と場所の提供。
 - ウ 保守に必要な消耗品（用紙等）の提供。
- ② 乙は作業場所への出入りにあたり、甲の管理者に届け出するものとする。

3 部門システムの業務内容（ソフトウェア、ハードウェア）

部門システムの運用支援等の保守については別紙「部門システム保守対応表」のとおりとする。
なお、部門システムの保守内容については、必要に応じて別途甲・乙協議により適宜対応するものとする。

4 業務完了報告書

乙は保守点検業務を終了したときは、別紙3「実施状況報告書」を提出し、甲の確認を受けるものとする。

情報セキュリティ関連特記仕様書

目次

- 1 アカウント関係
- 2 物理的対策関連
- 3 ネットワーク関連
- 4 サイバー攻撃対策
- 5 障害対策
- 6 検出、事故対応
- 7 クラウド
- 8 委託先管理強化

本特記仕様書は、福島県が導入する福島県立ふくしま医療センターこころの杜 医療情報システムについて、別紙1の福島県立ふくしま医療センターこころの杜 医療情報システム保守業務仕様書に加え、追加で求めるセキュリティ要件を記載するものである。受託者は本書を順守しなければならない。

1 電子カルテシステムのアカウント関係

(1) ID の個人単位発行・共有禁止

すべての利用者 ID（管理者 ID を含む）は、個人単位で発行し、他者との共有を禁止する。ID の発行・廃止は、情報資産管理台帳に記録し、定期的に棚卸を行うこと。

(2) パスワード管理

パスワードは、8 文字以上で英大文字・数字・記号を含むものとし、辞書語や個人情報を避けること。初期パスワードは初回ログイン時に変更し、以降は定期的（2 か月毎）に変更すること。

(3) 自動タイムアウト

電子カルテシステムへのログイン接続は、5 分以上操作がない場合、自動的に切断する設定としなければならない。

(4) パスワードの保存方法

パスワードは、暗号化して保存し、復号可能な形式での保存は禁止する。

2 物理的対策関連

(1) サーバー・データの多重化

電子カルテシステムは RAID 構成、クラスタリング、バックアップサーバ等を用いて、サーバー及びデータの多重化を図るものとする。

(2) 電源・雷・火災・水害対策

UPS（無停電電源装置）を設置し、少なくとも 10 分以上の稼働を保証すること。避雷針、耐火構造、排水設備、水害・漏水センサー等を設置し、災害対策を講じなければならない。

(3) 入退室管理

サーバーールーム等の重要設備への入退室については、当院の責任において、必要に応じ IC カード等による認証および入退室ログの管理を実施するものとする。受託者は、当院が定める手順に従うものとする。

3 ネットワーク関連

(1) アクセス制御

ACL、ファイアウォール、VPN 等を用いてアクセス制御を実施するものとする。

(2) 外部接続時の認証

外部ネットワークからの接続（リモートアクセス）に際しては、多要素認証（MFA）を必須とし、IPsec 方式のクライアント VPN 接続を併用するものとする。

(3) プロトコル制限

不要なポート及びプロトコルは閉鎖し、HTTPS、SSH 等の暗号化通信を使用するものとする。

(4) ネットワーク分離

医療情報系ネットワークおよびインターネット系ネットワークは、物理的または論理的に分離するものとする。両ネットワーク間の通信は原則として遮断し、業務上必要な通信については、ファイアウォール等によるアクセス制御および接続先の限定を実施した上で許可するものとする。

4 サイバー攻撃対策

(1) ウィルス対策

すべての電子カルテ端末にウィルス対策ソフトを導入するものとする。

(2) 改ざんチェック

Web コンテンツの納品時及び運用時には、ハッシュ値等を用いて改ざんの有無を検証しなければならない。

(3) 脆弱性対応

電子カルテシステムに係る OS パッチ等の適用については、開発元から提供される通知内容を受託者より当院へ情報提供するものとする。電子カルテシステムに係る OS パッチ等の適用については、開発元より提供される適用可否情報を踏まえ、当院と協議のうえ実施するものとする。また、部門システムについては、重大な脆弱性が確認された場合に、各システムベンダーの見解およびシステムへの影響を踏まえ、対応要否および対応時期を個別に判断するものとする。なお、パッチ適用作業等が必要となる場合は、別途協議のうえ、有償にて受託者が対応するものとする。

5 障害対策

(1) バックアップ間隔

電子カルテシステムデータベースのバックアップは7世代以上とする。

(2) ログ

ログは毎日取得し、適切に保管するものとする。

(3) 死活監視

電子カルテシステムサーバについては常時死活監視を実施するものとする。

6 検出・事故対応

(1) アクセスログ管理

電子カルテシステムおよび部門システムのアクセスログについては、システム仕様および運用条件に応じて適切に保管するものとする。当院から依頼があった場合は、必要な範囲において、アクセスログをファイル出力の上、提供するものとする。なお、アクセスログの抽出・提供については、年4回を下限として無償にて対応するものとする。

(2) 保管期間

アクセスログの参照可能期間は、各システムの仕様、標準機能および運用状況に応じた範囲とする。

(3) 時刻同期

すべての機器はNTPサーバと同期し、時刻の整合性を確保するものとする。

(4) CSIRT 体制

事業者は、県内に設置された CSIRT（Computer Security Incident Response Team）と連携し、インシデント発生時には迅速に対応する体制を構築しなければならない。

7 クラウド

(1) クラウド利用要件

クラウドサービスを利用する場合は、以下の要件を満たすこと。

- ・ ISO/IEC 27001 認証を取得していること
- ・ データの第三者提供を禁止していること

8 委託先管理強化

(1) 契約時の確認事項

- ・ 情報セキュリティポリシーを策定していること
- ・ プライバシーマーク等の認証を取得していること、または同等の管理体制を有すること
- ・ 委託先と再委託先との間で、秘密保持契約またはこれと同等の秘密保持義務を定めた契約を締結していること
- ・ 情報資産の取扱いに関する責任者を明確にしていること

(2) 業務実施中の管理事項

- ・ 定期的なセキュリティ監査について、監査時期、監査範囲および監査方法を事前に協議し、当院が委託先の情報セキュリティ監査を実施する。
なお、本監査の対象は委託先とし、委託先の関連会社、再委託先、製品開発元に対する直接の監査を含まないものとする
- ・ インシデント発生時の報告体制を構築し、速やかに報告できる体制を整備すること
- ・ 情報資産の持ち出し・複製・廃棄に関する手順を明確にし、福島県の承認を得ること。ただし、福島県から情報資産の提供等に関する指示または要求があった場合は、当該指示に従い、承認手続きを要しないものとする
- ・ 受託事業者の従業員に対する情報セキュリティ教育を実施すること

(3) 契約終了時の対応事項

- ・ 提供された情報資産の返還または確実なデータ消去（不可読化）を実施すること
- ・ 業務履行に使用した ID・パスワード等の認証情報を速やかに削除すること
- ・ 契約終了後も秘密保持義務が継続する旨を再委託先に周知徹底すること

(4) 指導・監査への協力

必要と認めた場合、受託事業者は、情報セキュリティ対策状況の確認（立入調査、書面調査等）に協力しなければならない。改善を勧告した場合、受託事業者は速やかに対応し、改善結果を報告するものとする。